

社 会 教 育

1 社会教育とは

社会教育とは、学校教育、家庭教育以外の社会の中で行われる教育であり、住民の生活課題や地域課題について住民自身が理解を深め、その解決のために当事者意識をもって主体的に実践する人づくりを目指して行う教育活動である。教育基本法、社会教育法には社会教育の定義、国及び地方公共団体の任務等が示されている。（教育基本法第 12 条、社会教育法第 2 条及び 3 条）

近年、社会が大きく変化する中で、将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材の育成が求められている。また、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じて向上させていくことが求められている。これらの課題を踏まえ、社会教育では、個人の学びによる成長を促す「人づくり」、住民相互の学びにより交流を促す「つながりづくり」、住民の主体的参画による地域課題解決を促す「地域づくり」を推進していくこととされている。

2 しまねの社会教育

しまねの社会教育では、未来に対して主体性をもって生きる人の育成を目指し、学びを通して人づくりを進める有効なプロセスとして「集って・楽しんで・学んで・動いて・変えていく」ことを大切にしている。このプロセスを繰り返すことで、学習者の自己変容を促し、学びの成果を生かすことによる学びの循環や学びの連鎖を生み出し、自己実現を図ったり地域課題に向き合ったりする意識が育まれるようにしていく。

3 社会教育を進める社会教育主事・社会教育士

社会教育主事は都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える専門的教育職員である。また、学校が社会教育関係団体¹、地域住民その他関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて必要な助言を行うことができる。とされている。（社会教育法第 9 条の 2 及び 3）同様に教育委員会事務局に置かれ、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事している指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 18 条）とは役割が異なる。

島根県においては、社会教育主事任用資格を取得した教員を社会教育主事として発令し、教育庁社会教育課他 2 課、各教育事務所や社会教育研修センター、青少年の家、少年自然の家に配置している。

市町村にも社会教育主事を派遣（令和 6 年度：18 市町村に 23 名）しており、市町村の社会教育の振興を図っている。その主な職務として、「学校・家庭・地域が一体となった魅力ある教育環境の実現」、「地域づくりを担う人づくりの推進」に

¹ 法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの（社会教育法第 10 条）をいう。学校に係する主なものに P T A、子ども会、婦人会、高齢者クラブなどがある。

係る業務を重点的に行っている。そのほか市町村の実態に応じて、開かれた学校づくりや特色ある学校づくりの推進、地域の教育力の向上、家庭の教育力の向上等に資する業務を行っている。

また、令和2年度から社会教育主事講習・養成課程で学ぶ内容の一部が変わり、修了すると「社会教育士」の称号を得ることができるようになった。社会教育士には、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働し、様々な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりを推進していくことが期待されている。

4 社会教育の拠点である社会教育施設

社会教育施設とは、社会教育行政の管轄のもと、公民館等²、図書館、博物館、青少年教育施設など専ら社会教育を行うために設置された機関である。

公民館は、市町村の所管であり、地域を基盤として住民が集い、教養、文化、スポーツなどの活動を通して自治能力を高め、地域づくりに取り組んでいくことを目的として設けられた日本独自の総合的な社会教育施設である。併せて、学校支援、放課後支援、家庭教育支援等の取組についても中心的な役割を担っており、それらの活動を通して、地域を支える人材が育成されている。島根県では、地域づくりに主体的に参画しようとする人づくりを進めるため、公民館の機能強化、活動の充実を図る取組を支援している。

青少年教育施設は、集団活動、宿泊体験、自然体験を通して青少年の健全な育成を図るために設置された施設であり、島根県内には県立青少年の家(サン・レイク)、県立少年自然の家、国立三瓶青少年交流の家がある。これらの施設においては、青少年を対象とした体験プログラムの開発や、学校、公民館等と連携した青少年の宿泊体験活動・自然体験活動などの支援等を行い、青少年の多様な体験活動の推進を図っている。

² 市町村によっては、その名称をコミュニティセンター、交流センター、まちづくりセンターなどとしている。